

個人住民税の特別徴収の 全事業所一斉実施について！

青森市では、平成27年度から法定要件に該当する全ての事業主に、個人住民税の特別徴収を実施しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 個人住民税の特別徴収とは？ ■

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市町村民税・県民税)を差し引いて、市町村へ納入していただく制度です。

事業主は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員[※]について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(下記の問3の場合を除く)

※従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。

個人住民税 特別徴収 Q&A

問1 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何か変わったのですか？

答 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法令により義務付けられています。法令改正があった訳ではなく、今までもこの要件に該当する事業者は、特別徴収をしていただく必要がありました。

個人住民税特別徴収の適正実施の取り組みにご理解とご協力をお願いします。

問2 どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？

答 従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主は原則として特別徴収しなければなりません。

問3 特別徴収しなくてもよい場合はありますか？

答 ・特別徴収しなくてもよい事業所としては、

①総受給者数が3人未満の事業所 ②閉鎖または閉鎖予定の事業所

・特別徴収しなくてもよい従業員としては、

①退職者または退職予定者 ②他事業所で特別徴収されている者

③給与から税額が引ききれない者 ④給与支給日が不定期な者 ⑤休職または休職予定者があります。

※「事務員が不足している」などの理由では、普通徴収は認められませんのでご注意ください。

問4 従業員から普通徴収で納めたいと言われるが…

答 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令により特別徴収しなければならないことになっています。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。